

鹿角交通協会だより

令和8年9月1日発行

令和8年
秋号
No.31

秋の全国交通安全運動9月21日(月)～30日(水)



国道重点キャンペーン夏(花輪)



特別キャンペーン(毛馬内陣場交差点)

「早めのライト点灯」をお願いします

車も自転車も薄暗く感じたら早めにライトを点灯しておくことで
周囲から自分の存在に気づいてもらえます。
歩行者は反射材を身に着けアピールしましょう。



NO!
飲酒運転

飲酒運転は犯罪です

飲酒運転になることが分かっているのに
「車を貸す」「酒を提供、または飲酒を勧める」
「運転する車と一緒に乗る」ことも犯罪です。
たった一度の油断が人生を狂わせることの
ないよう、みんなで飲酒運転を根絶しましょう。

(事務局)



一般社団法人 鹿角交通協会

事務局 鹿角市花輪字扇ノ間 4-7

TEL 0186-23-3134

免許更新窓口 鹿角市花輪字向畑 100

(鹿角警察署内)

TEL 0186-23-3321

～地域の交通安全を推進するため 交通協会への加入をお願い致します～



小坂町 交通安全パレード



新入学児童贈呈式



鹿角市 交通安全パレード



交通安全の呼びかけ (十和田)



交通安全の呼びかけ (尾去沢)



高速道路安全利用講習会



チビッコ警察 (さくら保育園)

～春・夏の交通安全活動～
ご協力ありがとうございました！



交通安全教室(毛馬内保育園)

これらの交通安全活動は皆様からの交通協会費によって支えられています



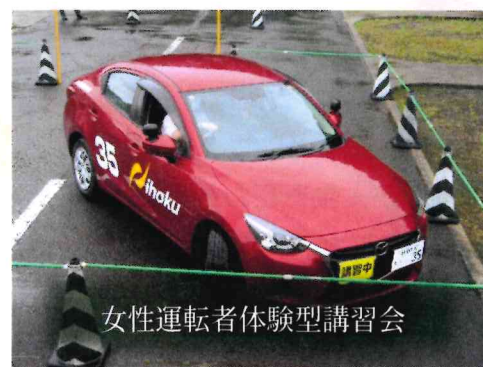
交通安全教室 (比内支援学校かづの校)



国道重点キャンペーン (八幡平)



交通安全の呼びかけ (花輪)



女性運転者体験型講習会



NEXCO キャンペーン(十和田 IC)



シートベルト・チャイルドシート
着用推進キャンペーン

交通安全の輪をひろげるために

協会会員への加入をお願い致します

交通協会では、地域から悲惨な交通事故をなくすため、

◎各季の交通安全運動の実施

◎体験型交通安全講習会などの開催

◎交通安全功労者・優良運転者等の表彰

など、皆様からの賛助会員会費と協力費を活用して活動を展開しています。

特典1 交通事故で入院した場合等の
入院見舞金制度

特典2 買物等で割引が受けられる
協賛店制度

令和8年度 通常総会開催

令和8年5月29日、エスポワール鹿角において当協会の通常総会が開催されました。
令和7年度の事業報告及び決算、令和8年度の事業計画及び予算案等が承認されました。

また、役員改選により新役員が選任されました。



会長 石川 倉男
副会長 柳沢 善一郎
副会長 中村 脩太郎 (新)
専務理事 大森 明
理事 藤原 純一
理事 佐藤 俊行
理事 橋場 義則
理事 神田 哲雄

理事 高橋 好晴
理事 米村 茂
理事 佐藤 邦治
理事 奈良 克英
監事 佐々木 松男
監事 免澤 秀隆
監事 畠山 佑介 (新)

受賞おめでとうございます



秋田県交通安全功労者

高見 映昭 (八幡平支部)

鹿角地区交通安全功労者

赤坂 信美
赤坂 秀明

(十和田支部)
(十和田支部)

亀田 幸蔵
高橋 藤雄
菩提野 裕幸

(小坂支部)
(尾去沢支部)
(尾去沢支部)

【敬称略】



R8.4.3 鹿角市交通安全宣誓式
R8.5.29 鹿角交通協会
通常総会にて
表彰されました。

一般会計

交通協会費 8,087千円
県事故防止委託金 326千円
正味財産取崩金 1,785千円
その他雑入 16千円



人件費 3,828千円
交通安全事業費 4,195千円
事務所・管理費 2,191千円

令和7年度決算の概要

登録事務手数料 9,839千円
免許・車庫受託料 3,703千円
証紙等売捌手数料 1,659千円
事務受託料 2,220千円
東北共済保険料等 2,361千円
正味財産取崩金 799千円



人件費 14,233千円
事業費 1,739千円
事務所・管理費 4,609千円

特別会計



人件費 14,233千円
事業費 1,739千円
事務所・管理費 4,609千円

秋田県優良運転者表彰資格

(×切10月初旬)

- 過去に**鹿角地区優良**運転者、又は交通安全**功労者**の表彰を受けている方
- 鹿角交通協会の**会員**で、運転経験が**10年以上**ある方
- 7年以内**に免許取消・停止がなく、**3年以内**に交通違反がない方

募集中

鹿角地区優良運転者表彰資格

(×切12月下旬)

- 5年以上**無事故・無違反(**ゴールド免許**)の方
- 鹿角交通協会の**会員**で、運転経験が**5年以上**ある方

優良運転者表彰の申請は、随時受け付けておりますのでお気軽にお申し込みください。

(×切を過ぎた場合は次年度に持ち越されます)

交通協会からのお知らせ

現在お掛けになっている自動車保険の内容を見直してみませんか。

いつも同じ内容で更新している方、実は補償内容がわからないまま更新している、

必要な特約がついていなかったり、必要ではない特約がついていたり…

一度と一緒に確認してみませんか？他の保険会社にご加入の方も、

これから新しく保険加入をお考えの方も、お気軽にご相談ください。

自賠責も
掛けられるよ



車検証と現在ご契約の**保険証券**または**共済証書**をお持ちください。

お問い合わせは
鹿角交通協会内の



東北自動車共済鹿角支所 TEL:0186-23-3134

令和8年9月1日
改正道路交通法
施行令施行

中央線のない生活道路は 制限速度 **30km/h**

皆さんが日常生活に利用している中央線等のない
道路の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられました。

例えば

ユニバース毛馬内店
横の道路
・中央線なし
・速度標識なし



30km/h 以内で走行しましょう

アメニティパーク
横の道路
・中央線なし
・速度標識 40km/h



40km/h 以内で走行しましょう

警察庁のデータによると、
車両速度が30km/hを超えると
歩行者の致死率が急上昇するこ
とから、死亡事故防止のために
設定されました。

お住まいの近くにも、中央線
のない道路がたくさんあります
よね。狭くてカーブが多く先が
見えにくかったり、通学路に
なっていたりするところは、特
に気を付けて走行しましょう。

※速度標識があれば速度標識に従います。

決められた法定速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて
安全な速度で運転しましょう。安全確認も忘れずしっかり行いましょう。